

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目3番21号
住友不動産飯田橋ビル
株式会社プロシップ
代表取締役社長 山口法弘

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月21日（月曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階『天平』
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第52期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎株主懇談会は開催いたしませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.proship.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されますので、株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をご確認の上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による厳しい状況が続きました。足元では3回目となる緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行不透明な状況が続いております。

情報サービス産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の企業でIT投資を控える動きがありましたが、企業による働き方改革や海外グループ会社を含めたガバナンス強化等を背景として、IT投資は堅調に推移いたしました。

このような状況下で当社グループは、主力である固定資産管理ソリューションにおいて既存顧客に対する当社新製品へのバージョンアップ対応、インフラ業界における案件推進等、上場大企業・中堅企業の業務効率化や経営管理強化等に資するソリューションを展開し、顧客のシステム投資需要に応じてまいりました。また、前期に発生した退職金規程の変更に伴う退職給付費用189百万円(売上原価151百万円、販売費及び一般管理費37百万円)の影響がなくなりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,351百万円(前期比5.9%増)、営業利益1,719百万円(同17.0%増)、経常利益1,758百万円(同14.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,192百万円(同15.0%増)となりました。

セグメント別の状況は次の通りであります。

パッケージソリューション事業

主力の固定資産ソリューションにおいては、海外を含めたりース資産管理への対応を中心として、新規ユーザーの獲得や既存ユーザーへの当社製品のバージョンアップを推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,128百万円（前期比5.8%増）、営業利益は1,660百万円（同16.7%増）となりました。

その他事業

その他事業におきましては、主に連結子会社である株式会社プロシッパフロンティアで事業を行っており、既存顧客の受託開発や運用管理等の対応を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は271百万円（前期比14.4%減）となりましたが、前期に発生した退職金規程の変更に伴う退職給付費用の影響がなくなったこと等から、営業利益は56百万円（同24.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2018年3月期)	第 50 期 (2019年3月期)	第 51 期 (2020年3月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	4,347,717	4,443,888	5,052,786	5,351,928
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,010,919	1,086,919	1,036,788	1,192,126
1株当たり当期純利益 (円)	68.15	72.03	68.31	77.98
総 資 産 (千円)	9,456,549	10,208,712	11,067,992	11,904,016
純 資 産 (千円)	8,026,213	8,753,456	9,346,408	10,048,299
1株当たり純資産額 (円)	529.15	571.69	604.94	642.53

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2018年3月期)	第 50 期 (2019年3月期)	第 51 期 (2020年3月期)	第 52 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	4,235,680	4,303,210	4,936,075	5,207,219
当 期 純 利 益 (千円)	1,003,306	1,073,807	1,037,391	1,176,359
1株当たり当期純利益 (円)	67.64	71.16	68.35	76.95
総 資 産 (千円)	9,205,913	9,937,971	10,788,236	11,612,247
純 資 産 (千円)	7,799,893	8,514,024	9,107,578	9,793,702
1株当たり純資産額 (円)	514.12	555.87	589.26	625.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社プロシップフロンティア	30百万円	100.00%	コンピュータのソフトウェア開発の受託 運用管理の受託

(4) 対処すべき課題

当社グループがメインとしている業務アプリケーションシステムの分野においては、IFRS（国際会計基準）への対応、海外のグループ会社を含めたガバナンスの強化、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）分野での新しいソリューションの台頭等、顧客のシステムに対する高度で複雑性を増すニーズや新しいテクノロジーへの対応が強く求められております。

当社グループにおいては、基本理念であるSpeciality for Customerを基軸に、Speciality（専門性）の高い製品・サービスの提供を継続して行ってまいります。具体的には、IFRS（国際会計基準）や海外対応等に向けた継続的な製品のバージョンアップを行う他、AI等の先端技術を使ったソリューションを開発するなど、他社と差別化された新しい製品・サービスの開発及び提供を行ってまいります。

また、ソフトウェア業界においては高度なスキルを持つ人材の獲得競争が激しい状況にあります。人事報酬制度の継続的な見直しや教育研修体制の強化等を通じ、スキルの高い優秀なスタッフの獲得及び育成を進めていくことで、営業及び開発体制をさらに強化してまいります。

感染が拡大しております新型コロナウイルスについては、社会経済や消費にさまざまな影響を及ぼすものと予想しておりますが、現時点では先を見通すことが困難な状況にあります。そのため当社グループは内外の情勢を慎重に注視し、環境の変化に柔軟に対応してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

- ・コンピュータのソフトウェアパッケージの開発販売
- ・コンピュータのソフトウェア開発の受託
- ・経営・コンピュータシステムに関するコンサルタント業
- ・運用管理の受託

(6) **主要な営業所及び工場** (2021年3月31日現在)

本 店 東京都文京区

西 日 本 支 社 大阪府大阪市

(7) **使用人の状況** (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比増減
パッケージソリューション事業	190 (8) 名	36名増 (1名増)
その他事業	8 (2)	3名増 (2名増)
全社 (共通)	8 (2)	2名増 (-)
合 計	206 (12)	41名増 (3名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
198 (10) 名	38名 (1名増)	33.7歳	8.3年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 59,520,000株
 (2) 発行済株式の総数 15,385,800株
 (3) 株主数 12,658名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 N S D	3,160千株	20.54%
鈴 木 勝 喜	2,511	16.32
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 1 0 7 7 0 4	1,276	8.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 4	875	5.69
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	495	3.22
株 式 会 社 イン タ ー ナ ル	478	3.11
長 谷 部 政 利	411	2.67
株 式 会 社 光 通 信	397	2.59
F C P S E X T A N T G R A N D L A R G E	316	2.06
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	234	1.53

(注) 持株比率は自己株式 (2,029株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数は、ストック・オプションの行使に伴う新株発行により153,800株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2017年9月4日	2019年7月30日
新株予約権の数		3,368個	6,530個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 673,600株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 653,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 224,000円 (1株当たり 1,120円)	新株予約権1個当たり 132,100円 (1株当たり 1,321円)
権利行使期間		2019年9月20日から 2022年9月19日まで	2021年8月15日から 2024年8月14日まで
行使の条件		注	注
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等 委員を除 く)	新株予約権の数： 160個 目的となる株式数： 32,000株 保有者数： 2名	新株予約権の数： 800個 目的となる株式数： 80,000株 保有者数： 4名
	取締役 (監査等 委員)	新株予約権の数： 80個 目的となる株式数： 16,000株 保有者数： 2名	新株予約権の数： 240個 目的となる株式数： 24,000株 保有者数： 3名

- (注) 1. 新株予約権者は、当該新株予約権の行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員（顧問、相談役を含む）の地位を保有していることを要する。
2. 2019年2月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木勝喜	
代表取締役社長	山口法弘	システム営業本部長
取締役	鈴木資史	ソリューション開発本部長
取締役	生田厚志	経営推進本部長
取締役	鈴木正彦	
取締役(常勤監査等委員)	長倉正道	
取締役(監査等委員)	鈴木洋	
取締役(監査等委員)	遠藤利夫	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)長倉正道氏、鈴木洋氏及び遠藤利夫氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は取締役(監査等委員)長倉正道氏、鈴木洋氏及び遠藤利夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次の通りであります。

1. 社外取締役及び非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
2. 上記の責任限度が認められるのは、社外取締役及び非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し支払うこととする。

b. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬については、職務の難易度、責任度、危険度等、過年度の業績の実績レベルと再現性、及び従業員との水準のバランス等を評価し算出し決定したものを月例の固定報酬として支給するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等の金銭報酬については、税引前当期純利益額を基準に受注高、売上高売上総利益、営業利益等を総合的に勘案し、当年度の各役員の職務と実績を評価して算出し決定したものを毎年、一定の時期に支給するものとする。非金銭報酬（株式報酬部分）については、職務、責任度合、従業員とのバランス等を考慮し算出し決定したものを適当と認めた時期に支給するものとする。

d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社の過去の報酬水準を踏まえ、指名報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の額は、(報酬等を与える時期を含む)各種類別の報酬の方針に基づき、指名報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会において決定する

ものとする。

指名報酬諮問委員会は、取締役会の指名により、規程に定められた要件に適合する者の中から、客観的な評価を行える立場にある者を委員とし、委員会は役員との面談等を通じて、評価を行う。

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	81,157 (900)	41,377 (-)	34,900 (900)	4,880 (-)	5 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	13,226 (13,226)	10,200 (10,200)	2,050 (2,050)	976 (976)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	94,383 (14,126)	51,577 (10,200)	36,950 (2,950)	5,856 (976)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、2015年6月25日開催の第46回定時株主総会において、年額120,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役1名)です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬額は、2015年6月25日開催の第46回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名(うち社外取締役3名)です。
4. 業績連動報酬等に係る基準は、税引前当期純利益額を基準に受注高、売上高売上総利益、営業利益等を総合的に勘案し、各役員の職務と実績を評価して算出しております。当事業年度における役員賞与引当金の繰入額は36,950千円(取締役(監査等委員を除く)5名に対し34,900千円、取締役(監査等委員)3名に対し2,050千円)であります。
5. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。ストック・オプションによる報酬額は5,856千円(取締役(監査等委員を除く)4名に対し4,880千円、取締役(監査等委員)2名に対し976千円)であります。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであるかについては指名報酬諮問委員会で諮問、答申を受け方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役（社外取締役） 鈴木正彦	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席致しました。経営企画部門において要職を務められた経験があり、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役（監査等委員） 長倉正道	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席致しました。自身で起業されビジネスを展開される等、経営者として豊富な経験があり、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、当社管理業務について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 鈴木 洋	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席致しました。長年にわたりシステム開発に携わってきた専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、当社開発業務について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 遠藤利夫	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席致しました。長くシステム業界に携わってきた専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、当社営業業務について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,700

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の会計監査人の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人全員が法令、社会的規範等を遵守し、行動するための「コンプライアンス・ポリシー」を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
- ② 当社は、使用人が法令若しくは定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発しても、「内部通報者保護規程」を定め、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行上の意思決定に係る情報を、当社規程、マニュアル等に従い、文書または電磁的媒体により適切に記録、保存するとともに、取締役及び監査等委員会から開示の要求がある場合は速やかに閲覧に供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当取締役がリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行い、必要に応じて取締役会に報告する。また各担当取締役もしくは内部監査室が危険な兆候を察知した場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長の指示のもと対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は毎月1回の取締役会の開催のほか、必要時には適宜取締役会を招集することで、経営陣の意思疎通を円滑に図るとともに、迅速かつ的確な判断を下す。
- ② 職務の執行に関しては「職務分掌規程」により意思決定の対象範囲と決定権者を定め、手続きの適正を確保する。
- ③ 内部監査室は公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

(5) **当社及びグループ会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社グループ各社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、子会社の企業活動の監視・監督を行う。

- ② 当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当取締役がリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行い、必要に応じて当社取締役会に報告する。またグループ各社の各担当取締役等もしくは当社内部監査室が危険な兆候を察知した場合には、速やかに当社代表取締役社長に報告し、当社代表取締役社長の指示のもとグループ一体で対処する。

- ③ 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社へ指導・支援を行う。

- ④ 当社グループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査部門は、定期的にグループ各社の業務監査並びに会計監査を行い、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

(6) **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき人材を置くことを求めた場合には、内部監査室に委嘱するか、内外から各業務を検証できるだけの専門知識を有する人材を適切に選任するものとする。

- ② 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助すべき使用人の人事考課は監査等委員会の同意を要し、使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で代表取締役が決定することとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員会は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、監査に必要な書類等を閲覧し、また取締役及び使用人にその説明を求める。
- ② 当社及び当社グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報者保護規程」に明記することで通報者に不利益が生じないよう対策を行う。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の業務執行方針の確認、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備状況、監査上の重要課題などについて意見交換するものとする。

<反社会的勢力排除に向けた基本方針>

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針とする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備

① 対応統括部署の設置

管理本部（旧経営推進本部）を対応統括部署とし、不当な要求等の事案ごとに関係部門と協議し、対応する。

② 外部専門機関との連携

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携する。

③ 社内啓蒙活動の実施

「コンプライアンス・ポリシー」に明記するとともに、社内会議または研修等を通じて平素より啓蒙活動に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下の通りであります。

(1) 監査体制

監査等委員3名中3名を社外取締役とし、監査等委員会は、月1回以上、定時ないし臨時に開催しております。また、業務執行部門から独立した「内部監査室」を設置し、全部門の監査を行っております。さらに監査等委員は、会計監査人と連携し監査の実効性を確保しています。

(2) コンプライアンス体制

当社は、法令、社会的規範等を遵守し、行動するための「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役及び従業員全員への周知徹底を図っております。

(3) リスク管理体制および情報セキュリティ体制

各担当取締役がリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行うとともに、情報セキュリティ体制については、セキュリティポリシーとその細則およびマニュアルを制定し、年2回全従業員を対象としたセミナーを実施しております。

(4) 職務執行の適正および効率性を確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役3名の監査等委員を含む取締役8名で構成されております。

取締役会は計21回開催し、各議案についての、審議、業務執行等の監督を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,194,669	流 動 負 債	1,416,485
現金及び預金	8,418,766	買掛金	152,955
売掛金	1,519,974	未払金	97,448
仕掛品	190,104	未払法人税等	371,088
貯蔵品	816	前受金	541,271
その他	65,007	賞与引当金	62,803
固 定 資 産	1,709,347	役員賞与引当金	36,950
有形固定資産	22,196	受注損失引当金	3,755
建物附属設備	4,410	その他	150,212
工具器具備品	17,786	固 定 負 債	439,231
無形固定資産	237,150	退職給付に係る負債	330,031
ソフトウェア	234,535	役員退職慰労引当金	109,200
その他	2,614	負 債 合 計	1,855,717
投資その他の資産	1,449,999	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,056,795	株 主 資 本	9,858,601
関係会社出資金	80,979	資本金	567,586
繰延税金資産	195,314	資本剰余金	561,144
その他	117,652	利益剰余金	8,731,533
貸倒引当金	△741	自己株式	△1,663
資 産 合 計	11,904,016	その他の包括利益累計額	25,879
		その他有価証券評価差額金	25,879
		新株予約権	163,818
		純 資 産 合 計	10,048,299
		負 債 純 資 産 合 計	11,904,016

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,351,928
売 上 原 価		2,527,507
売 上 総 利 益		2,824,421
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,104,451
営 業 利 益		1,719,969
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31,489	
為 替 差 益	1,205	
そ の 他	6,107	38,802
営 業 外 費 用		
雑 損 失	115	115
経 常 利 益		1,758,657
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	8,129	8,129
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,766,786
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	594,663	
法 人 税 等 調 整 額	△20,004	574,659
当 期 純 利 益		1,192,126
親会社株主に帰属する当期純利益		1,192,126

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2020年4月1日 残高	508,204	501,763	8,224,756	△1,635	9,233,089
連結会計年度中の 変 動 額					
新 株 の 発 行	59,381	59,381			118,763
剰 余 金 の 配 当			△685,349		△685,349
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,192,126		1,192,126
自己株式の取得				△27	△27
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	59,381	59,381	506,777	△27	625,512
2021年3月31日 残高	567,586	561,144	8,731,533	△1,663	9,858,601

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
2020年4月1日 残高	△19,826	△19,826	133,146	9,346,408
連結会計年度中の 変 動 額				
新 株 の 発 行				118,763
剰 余 金 の 配 当				△685,349
親会社株主に帰属 する当期純利益				1,192,126
自己株式の取得				△27
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)	45,706	45,706	30,672	76,378
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	45,706	45,706	30,672	701,891
2021年3月31日 残高	25,879	25,879	163,818	10,048,299

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- イ. 連結子会社の数 1社
- ロ. 連結子会社の名称 株式会社プロシップフロンティア

② 非連結子会社の名称等

- イ. 非連結子会社の名称 普楽希普信息系統（大連）有限公司
浦楽熙普信息科技（上海）有限公司
- ロ. 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（普楽希普信息系統（大連）有限公司、浦楽熙普信息科技（上海）有限公司）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
時価のあるもの 当連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
取得原価と債券金額との差額の性格が、金利の調整と認められるものについては償却原価法
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 仕掛品 個別法による原価法
 - 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
- （貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
- ロ. 無形固定資産
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ・ 市場販売目的のソフトウェア 見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお当社は2003年4月より内規を廃止したため、新たな役員退職慰労金の繰入は行っておりません。
- ホ. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を引当計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益計上の基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発案件については、工事進行基準を適用し、その他の開発案件については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する開発案件の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

工事進行基準

(1)当年度連結計算書類上に計上した金額 売上高(未完成部分) 176,997千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

進捗部分について成果の確実性が認められる開発案件は、工事進行基準を適用し、プロジェクトの進捗度に応じて売上高を計上しております。当該進捗度は、開発原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づき算定されます。

開発原価総額の見積りは、プロジェクトの完了時期、投入する要員及び工数等の情報を基に算定しております。

なお、開発途中での仕様変更や、想定外の事象の発生等により開発原価総額の見直しを行った場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

193,968千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,232,000株	153,800株	一株	15,385,800株

(注) 発行済株式の総数の増加153,800株は、ストック・オプションの行使に伴う新株発行による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,009株	20株	一株	2,029株

(注) 自己株式の数の増加20株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年6月19日開催の第51回定時株主総会による配当に関する事項

- ・配当金の総額 685,349千円
- ・1株当たり配当額 45円（うち記念配当10円）
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月22日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年6月22日開催予定の第52回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 538,431千円
- ・1株当たり配当額 35円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月23日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2017年9月4日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	396,600株
新株予約権の残高	1,983個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、事業活動に必要な資金は、主として内部資金を源泉としておりますが、一部、長期的な観点から金融機関より借入を行う場合もあります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、長期に滞留しているものはありません。

投資有価証券は、主に一時的な余剰資金の運用を目的とした債券及び株式であり、市場価格の変動によるリスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、販売管理規程に従い与信管理及び期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

ロ. 市場リスクの管理

純投資目的の投資有価証券は、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
資金調達については自己資金が潤沢にあることから、現時点では外部から調達は行っておりません。

また手許流動性については、担当部門で月次において将来一定期間の資金収支の見込を作成するとともに、その見込との乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）参照）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	8,418,766千円	8,418,766千円	－千円
② 売掛金	1,519,974	1,519,974	－
③ 投資有価証券 その他有価証券	1,056,795	1,056,795	－
資 産 計	10,995,536	10,995,536	－
④ 未払法人税等	371,088	371,088	－
負 債 計	371,088	371,088	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価評価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
関係会社出資金	80,979千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 642円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円98銭 |

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	9,883,045	流動負債	1,401,958
現金及び預金	8,118,707	買掛金	151,183
売掛金	1,508,625	未払金	96,623
仕掛品	189,988	未払費用	33,275
貯蔵品	816	未払法人税等	366,396
前払費用	56,442	未払消費税等	77,697
その他	8,465	預り金	30,069
固定資産	1,729,201	前受金	541,271
有形固定資産	22,159	賞与引当金	60,799
建物附属設備	4,410	役員賞与引当金	36,950
工具器具備品	17,749	受注損失引当金	3,755
無形固定資産	237,192	その他	3,935
電話加入権	1,547	固定負債	416,586
ソフトウェア	235,645	退職給付引当金	307,386
投資その他の資産	1,469,848	役員退職慰労引当金	109,200
投資有価証券	1,056,795	負債合計	1,818,545
関係会社株式	30,000	純資産の部	
関係会社出資金	80,979	株主資本	9,604,003
差入保証金	104,227	資本金	567,586
保険積立金	10,802	資本剰余金	561,144
繰延税金資産	185,162	資本準備金	533,186
その他	2,622	その他資本剰余金	27,958
貸倒引当金	△741	利益剰余金	8,476,935
資産合計	11,612,247	利益準備金	34,050
		その他利益剰余金	8,442,885
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	8,437,885
		自己株式	△1,663
		評価・換算差額等	25,879
		その他有価証券評価差額金	25,879
		新株予約権	163,818
		純資産合計	9,793,702
		負債純資産合計	11,612,247

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,207,219
売 上 原 価		2,421,122
売 上 総 利 益		2,786,097
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,095,719
営 業 利 益		1,690,377
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	34,886	
受 取 手 数 料	2,340	
為 替 差 益	1,205	
そ の 他	4,282	42,714
経 常 利 益		1,733,091
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	8,129	8,129
税 引 前 当 期 純 利 益		1,741,220
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	584,537	
法 人 税 等 調 整 額	△19,675	564,861
当 期 純 利 益		1,176,359

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
						別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2020年4月1日 残高	508,204	473,804	27,958	501,763	34,050	5,000	7,946,876	7,985,926	△1,635	8,994,259
事業年度中の変動額										
新株の発行	59,381	59,381		59,381						118,763
剰余金の配当							△685,349	△685,349		△685,349
当期純利益							1,176,359	1,176,359		1,176,359
自己株式の取得									△27	△27
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	59,381	59,381	-	59,381	-	-	491,009	491,009	△27	609,744
2021年3月31日 残高	567,586	533,186	27,958	561,144	34,050	5,000	8,473,885	8,476,935	△1,663	9,604,003

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年4月1日 残高	△19,826	△19,826	133,146	9,107,578
事業年度中の変動額				
新株の発行				118,763
剰余金の配当				△685,349
当期純利益				1,176,359
自己株式の取得				△27
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	45,706	45,706	30,672	76,378
事業年度中の変動額合計	45,706	45,706	30,672	686,123
2021年3月31日 残高	25,879	25,879	163,818	9,793,702

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ・ その他有価証券
時価のあるもの 当事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
取得原価と債券金額との差額の性格が、金利の調整と認められるものについては償却原価法
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 仕掛品 個別法による原価法
 - 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ・ 市場販売目的のソフトウェア 見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合要支給額の100%相当額）を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお当社は2003年4月より内規を廃止したため、新たな役員退職慰労金の繰入は行っておりません。
- ⑥ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を引当計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
売上高及び売上原価の計上基準 受注制作のソフトウェアに係る収益計上の基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発案件については、工事進行基準を適用し、その他の開発案件については工事完成基準を適用しております。
なお、工事進行基準を適用する開発案件の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

工事進行基準

(1) 当年度計算書類上に計上した金額 売上高(未完成部分) 176,997千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

進捗部分について成果の確実性が認められる開発案件は、工事進行基準を適用し、プロジェクトの進捗度に応じて売上高を計上しております。当該進捗度は、開発原価総額の見積りに対する事業年度末までの実際発生原価の割合に基づき算定されます。

開発原価総額の見積りは、プロジェクトの完了時期、投入する要員及び工数等の情報を基に算定しております。

なお、開発途中での仕様変更や、想定外の事象の発生等により開発原価総額の見直しを行った場合には、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 192,476千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。
- ① 短期金銭債権 2,216千円
 - ② 短期金銭債務 54,974千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 営業取引による取引高 584,413千円
- ② 営業外取引による取引高 5,740千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,009株	20株	－株	2,029株

(注) 自己株式の数の増加20株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	22,139
賞与引当金	18,616
受注損失引当金	1,150
役員退職慰労引当金	33,437
退職給付引当金	94,121
減価償却費	3,285
関係会社出資金評価損	7,423
その他	16,409
繰延税金資産合計	196,584
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,421
繰延税金負債合計	△11,421
繰延税金資産の純額	185,162

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 N S D	被所有 直接20.54%	システム開発 業務委託	業務委託費 (注)	388,318	買掛金	34,207

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務委託費については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 625円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 76円95銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社プロシップ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永澤 宏 一	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井澤 依子	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロシップの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロシップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社プロシップ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永澤 宏 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井澤 依子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロシップの2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社プロシップ 監査等委員会

常勤監査等委員長 倉正道 ㊟

監査等委員 鈴木洋 ㊟

監査等委員 遠藤利夫 ㊟

(注) 監査等委員長倉正道、鈴木洋及び遠藤利夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主様に対する利益還元を重要課題として認識しており、自己資本の充実と収益力の向上を図るとともに、配当性向30%を基本として、積極的に株主への利益還元に取り組むことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、以下の通りと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭と致します。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき35円と致したいと存じます。
なお、この場合の配当総額は538,431,985円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月23日と致したいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役生田厚志氏は本総会終結の時をもって退任いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>鈴木勝喜 (1941年5月19日生)</p>	<p>1964年4月 株式会社宮野鉄工所（現シチズンマシナリー株式会社）入社</p> <p>1976年1月 当社入社</p> <p>1977年4月 営業部長</p> <p>1980年1月 取締役</p> <p>1987年8月 代表取締役社長</p> <p>2006年4月 代表取締役会長</p> <p>2010年6月 取締役会長</p> <p>2014年6月 代表取締役会長</p> <p>2015年4月 代表取締役会長兼社長</p> <p>2015年6月 代表取締役会長</p> <p>2017年4月 取締役会長</p> <p>2019年4月 代表取締役会長（現任）</p>	2,511,360株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>鈴木勝喜氏は、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と経営全般における高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	<p>再任</p> <p>やま ぐち のり ひろ 山 口 法 弘 (1977年7月2日生)</p>	<p>2002年4月 当社入社</p> <p>2010年4月 システム営業1部長</p> <p>2011年4月 システム営業副本部長</p> <p>2012年4月 海外ビジネス営業本部長</p> <p>2012年6月 取締役</p> <p>2015年10月 FS営業本部長</p> <p>2017年4月 代表取締役副社長 システム営業本部長(現任)</p> <p>2019年4月 代表取締役社長(現任)</p>	12,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 山口法弘氏は、当社のパッケージシステムの営業体制の強化や海外ビジネス事業の立上げに大きな貢献を果たしてきた実績と幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>		
3	<p>再任</p> <p>すず き もと し 鈴 木 資 史 (1974年1月5日生)</p>	<p>1998年4月 当社入社</p> <p>2007年4月 アプリケーション開発2部長</p> <p>2009年4月 システム開発副本部長</p> <p>2012年6月 取締役(現任)</p> <p>2014年4月 ソリューション開発本部長</p> <p>2017年4月 開発第3本部長</p> <p>2018年4月 ソリューション開発本部長 (現任)</p>	48,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】 鈴木資史氏は、当社の開発本部長として当社のパッケージシステムの開発体制の強化等に大きな貢献を果たしてきた実績と幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>すず き まさ ひこ</small> 鈴木正彦 (1957年8月9日生)	1982年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入社 2011年8月 株式会社NSD入社 2012年4月 同社経営企画本部経営企画部長 2013年11月 同社執行役員経営企画本部長 2018年6月 同社取締役執行役員経営企画本部長 当社取締役（現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 鈴木正彦氏は、株式会社NSDの経営企画部門において要職を務められた経験を持ち、豊富な経験と幅広い見識を有しているため、引き続き、取締役として適任と判断しました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、鈴木正彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>なが くら まさ みち 長 倉 正 道 (1949年1月1日生)</p>	<p>1971年4月 株式会社きもと入社</p> <p>1974年6月 株式会社ヤマドラフト入社</p> <p>1976年1月 株式会社ロツテリア入社</p> <p>1976年10月 ミュージックショップ ポイス創業</p> <p>1998年4月 携帯ショップ e-モバイル創業</p> <p>2019年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>長倉正道氏を社外取締役候補者とした理由は、起業され自身でビジネスを展開される等、経営者としての豊富なお経験があり、会社経営を統轄する十分な見識を有しておられることから、引き続き当該知見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	<p>再任</p> <p>遠藤 利夫 (1941年7月27日生)</p>	<p>1960年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社</p> <p>1968年4月 株式会社フジテレビジョン 入社</p> <p>2002年6月 株式会社フジミック取締役</p> <p>2003年6月 株式会社フジシステムズ監査役</p> <p>2005年7月 株式会社メディア・ネットワーク常務取締役</p> <p>2011年1月 株式会社コンピュータマネジメント顧問（現任）</p> <p>2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	8,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>遠藤利夫氏を社外取締役候補者とした理由は、システム開発会社の取締役として活躍されてきており、ソフトウェア業界及び企業経営についても豊富な知見を有しておられることから、引き続き当該知見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			
3	<p>新任</p> <p>一政 夫東志 (1963年5月4日生)</p>	<p>1987年4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券）入社</p> <p>2008年8月 日興シイグループ証券株式会社出向</p> <p>2009年1月 三菱UFJ証券（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券）株式会社入社</p> <p>2015年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 広島支店法人営業部長</p> <p>2020年10月 オニバティスト 創業 代表（現任）</p> <p>2021年6月 情報セキュリティ株式会社 顧問（現任）</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>一政夫東志氏を社外取締役候補者とした理由は、証券業務の経験を通じて、企業価値向上に資する経営戦略について豊富な知見を有しておられることから、当該知見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 長倉正道氏、遠藤利夫氏及び一政夫東志氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、長倉正道氏及び遠藤利夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約は継続する予定であります。

また、一政夫東志氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 遠藤利夫氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

5. 長倉正道氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

6. 当社は、長倉正道氏及び遠藤利夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、一政夫東志につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役3名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与として総額36,950,000円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）分34,900,000円、監査等委員である取締役分2,050,000円（うち社外取締役分2,050,000円））を支給することと致したく存じます。

なお、本議案は、会社業績や各取締役の実績等を総合的に勘案しつつ指名報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（監査等委員も含む）、従業員および当社子会社の取締役、従業員等に対して、特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、当社の取締役に対する新株予約権の発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、2015年6月25日開催の第46回定時株主総会においてご承認いただいた「年額140,000千円以内（うち監査等委員分20,000千円以内）」といたします。また、取締役の本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は1.2%とその希釈率は軽微であることや職務、責任度合、従業員とのバランス等を勘案していることから取締役への新株予約権の付与は相当であると判断しております。当社の取締役の員数は、第2号及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権の発行を必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、経営体質の強化に資するためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（監査等委員も含む）、従業員および当社子会社の取締役、従業員等

(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式

800,000株を上限とする。うち取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とする割当は120,000株を上限とし、監査等委員である取締役を対象とする割当は60,000株を上限として割り当てるものと致します。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行ない、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(3)新株予約権の総数 8,000個を上限とする。うち取締役に対する割当につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とする割当は1,200個を上限とし、監査等委員である取締役を対象とする割当は600個を上限として割り当てるものと致します。

なお、新株予約権 1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、上記(2)による株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4)新株予約権と引換えに払込む金銭
金銭の払込を要しないものとする。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その行使価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はその前の直近終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株式を発行または自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(6)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年を経過する日までとする。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当該新株予約権の行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員（顧問、相談役を含む）の地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要する。

ただし、新株予約権者が定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(8)新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約書または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得し、消却することができる。

②新株予約権者が上記(7)に定める行使の条件を満たさなくなったときは、当社は新株予約権を無償で取得し、消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11)当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(12)取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役への報酬等の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日において在任する当社の取締役割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額と致します。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等を用いて新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式により算定した公正な評価単価に基づくものと致します。

(13)取締役会への委任

上記に定めるもののほか、新株予約権に関する事項は、取締役会決議において定める。

以 上

メ 毛

メ 毛

メ 毛

株主総会会場ご案内図



ハイアットリージェンシー東京

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

地下1階「天平」

- 新宿駅(西口)より徒歩約10分
- 東京メトロ丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分
- 都営地下鉄大江戸線都庁前駅に直結



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。